北海道日高振興局告示第28号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

令和８年（2026年）８月28日

北海道日高振興局長　加納　剛

１　入札に付す事項

（１）契約の目的の名称及び数量

ア（入札番号１）貨物兼乗用自動車の交換　１台　（保健環境部静内地域保健室）

（交換契約により貨物兼乗用自動車１台を契約の相手方に供し、貨物兼乗用自動車１台を当該契約の相手方から調達する。）

イ（入札番号２）乗用自動車の交換　１台　（産業振興部林務課）

（交換契約により乗用自動車１台を契約の相手方に供し、乗用自動車１台を当該契約の相手方から調達する。）

ア及びイは、それぞれの入札とする。

（２）契約の目的の仕様等

仕様書による。

（３）納入期限

ア（入札番号１）　令和９年（2027年）１月29日（金）

イ（入札番号２）　令和８年（2026年）12月28日（月）

（４）納入場所

ア（入札番号１）　北海道日高振興局保健環境部静内地域保健室

（日高郡新ひだか町静内こうせい町２丁目８番１号）

イ（入札番号２）　北海道日高振興局産業振興部林務課（浦河郡浦河町栄丘東通５６）

２　入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

（１）令和８年度に有効な道の競争入札参加資格のうち、物品の購入の資格を有し、分類番号「１２：自動車」が登録されていること。

（２）道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

（３）暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。

（４）北海道内に本店を有すること。

（５）当該調達物品に関し、仕様書記載の要件等を満たしていることを証明した者であること。

３　制限付一般競争入札参加資格の審査

（１）この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の５の２の規定による制限付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、２の（４）及び（５）に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア　申請の時期　令和８年８月28日（金）から令和８年９月８日（火）まで（日曜日及

び土曜日を除く。）の毎日午前９時００分から午後５時００分まで

イ　申請の方法　申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ　申請書類の提出先　〒０５７－８５５８
北海道浦河郡浦河町栄丘東通５６号
北海道日高振興局総務課需品係

（２）審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

４　契約条項を示す場所

北海道日高振興局総務課需品係　（北海道浦河郡浦河町栄丘東通５６）

５　入札執行の場所及び日時

（１）入札場所　　北海道日高合同庁舎２０１会議室（浦河郡浦河町栄丘東通５６）
（送付による場合は、〒０５７－８５５８
北海道浦河郡浦河町栄丘東通５６号
北海道日高振興局総務課需品係　まで）

（２）入札日時　令和８年９月１５日（火）午前１１時００分
（送付による場合は、同月１４日（月）午後５時までに必着）

（３）開札場所　（１）に同じ

（４）開札日時　（２）に同じ

６　入札保証金

入札保証金は、免除する。ただし、入札に参加しようとする者が契約を締結しないこととなるおそれがあると認めるときは、入札保証金又はこれに代える担保の納付を求めることがある。

７　契約保証金

契約保証金は、免除する。ただし、契約を締結する者が契約を履行しないこととなるおそれがあると認めるときは、契約保証金又はこれに代える担保の納付を求めることがある。

８　郵便等による入札の可否

認める。

９　落札者の決定方法

北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第151条第１項の規定により定めた予定価格（道が交換により取得する自動車の価格から、道が交換により提供する自動車の価格を差し引いた交換差金をもって定めたものをいう。）の制限の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

10　落札者と契約の締結を行わない場合

（１）落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

（２）契約書の作成を要するとした契約について、落札決定から契約を締結するまでの間に落札者が指名停止を受けた場合は、契約の締結を行わないことができるものとする。この場合において、落札者は、契約を締結できないことにより生じる損害の賠償を請求することができない。

11　契約書作成等について

（１）この契約は契約書の作成を要する。

（２）落札者は、落札決定後速やかに契約の締結方法について、書面で行うか契約内容を記録した電磁的記録で行うかを申し出ること。

12　その他

（１）無効入札

　開札の時において、２に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

（２）入札金額に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の取扱い

　道が交換により取得する物品の価格及び道が交換により引き渡す物品の価格は、それぞれ消費税等相当額を含めた額とすること。

（３）契約に関する事務を担当する組織

　ア　名称　北海道日高振興局総務課需品係

　イ　所在地　〒０５７－８５５８　北海道浦河郡浦河町栄丘東通５６号

　ウ　電話番号　０１４６－２２－９０５３（直通）

（４）前金払

　前金払はしない。

（５）概算払

　概算払はしない。

（６）部分払

　部分払はしない。

（７）郵便等による入札における再度入札

　郵便等による入札をした者は、開札日時に開札場所にいない限り、再度入札に参加することができない。

（８）入札の執行

　初度の入札において、入札者が１人の場合であっても、入札を執行する。

（９）入札の取りやめ又は延期

　この入札は、取りやめること又は延期することがある。

（10）入札執行の公開

　この入札の執行は、公開する。

（11）債権譲渡の承諾

　契約の相手方が契約の締結後に中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第３条の４の規定による流動資産担保保険に係る融資保証制度を利用しようとする場合において、この契約に係る支払請求権について契約の相手方が債権譲渡承諾依頼書を道に提出し、道が適当と認めたときは当該債権譲渡を承諾することができることとしているので、留意すること。

　なお、承諾依頼に当たっては、道が指定する様式により依頼すること。

（12）その他

　ア　この公告のほか、競争入札心得その他関係法令の規定を承知すること。

　イ　道に引き渡す自動車に関し、自動車重量税を代納し、自動車損害賠償責任保険契約を

締結し、リサイクル費用の預託等を代行すること。

ウ　その他の新車登録に関する費用については、入札金額に含めること。

なお、自動車重量税、自動車損害賠償責任保険料及びリサイクル費用は入札金額に含めないこと。